

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年7月28日（平成27年（行情）諮問第464号）

平成28年1月28日（平成28年（行情）諮問第57号）

平成28年3月4日（平成28年（行情）諮問第210号）

答申日：平成28年6月22日（平成28年度（行情）答申第143号）

平成28年6月22日（平成28年度（行情）答申第147号）

平成28年6月22日（平成28年度（行情）答申第148号）

事件名：「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる18文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年4月13日付け防官文第6500号、同年8月7日付け防官文第12448号及び同年11月13日付け防官文第18001号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されてい

なければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書（平成27年（行情）諮問第464号）

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償事件における国の主張）である。

また総務庁行政管理局長（当時）の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」（第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁）と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

事実、諮問庁は防官文第17119号における開示決定でワードファイルを特定・明示している。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の不開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事務局が直接確認することを求める。

(ア) 対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度(行情)答申第75号及び同25年度(行情)答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

(イ) 変更履歴の確認

ワード(W o r d)等で作成された文書(電磁的記録)の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(ウ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなしている情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認するべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定(平成18年8月3日付け防官文第7679号)では、「北朝鮮のミサイル発射について(案)」と題するワード(W o r d)等で作成された文書(電磁的記録)が開示され、履歴情報についても開示されている。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の判断を諮問庁に委ねるべきではない。

諮問庁は理由説明書で、本件異議申立ての段階では複写の交付が行われていなことをもって(あるいは履歴情報であるとの理由をもって)異議申立ての理由がないと主張したいようであるが、複写の交付

が行われているか否かは、本件異議申立ての理由とは関わりがない。

異議申立人が主張したいのは、諮問庁がいう「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在するのであれば、それを諮問庁の判断に委ねるべきではないということである。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した（平成22年度（行情）答申第75号）」という珍妙な主張を行い、「同21年度（行情）答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものでありと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である（同22年度（行情）答申第75号）」との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁においては、不都合な事実を「本件対象文書の内容と関わりのない情報」とみなすことで隠蔽しようとする誘惑が常に存在するのである。

事実、上記答申以後も諮問庁は、「組織全体として不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」（平成25年度（行情）答申第233号）との指摘を受けている。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」であるか否かの判断を諮問庁に委ねることは極めて危険であり、改めて当該情報を特定の上、それが真に「内容と関わりのない情報」に該当するのかを審査会が判断するべきである。

オ 平成27年4月22日付け防官文第7004号で改めて開示決定を受けた、請求受付番号：2012.12.18－本本B891対象文書において、諮問庁は、前回開示において不開示としていなかった部分に墨消し措置を施して複写の交付を行っている。

これについては前回開示と見比べたため、異議申立人はその誤りを指摘することができたが、第1回開示であったなら指摘は不可能であった。

こうした事実から、「欠落している部分はない」との諮問庁の態度は謙虚さに欠けており、慎重に確認を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件対象

文書に表紙等を加えたものを特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、平成26年9月30日付け防官文第14376号、同27年3月5日付け防官文第3192号及び同年5月28日付け防官文第8776号により、表紙等について開示決定処分を行った後、同27年4月13日付け防官文第6500号、同年8月7日付け防官文第12448号及び同年11月13日付け防官文第18001号により、本件対象文書について、法5条1号、3号及び4号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

(2) 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表のとおりであり、別表の番号1欄に掲げる不開示部分は、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、同条1号に該当するため不開示とし、別表の番号2ないし9に掲げる不開示部分は自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること等の理由から、同条3号に該当するため不開示とし、別表の番号10に掲げる不開示部分は犯罪が発生した際の捜査に支障をきたすなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから同条4号に該当するため不開示とした。

(3) 航空安全情報について

ア 航空安全情報は、教育訓練等における事故防止や安全意識高揚の資とすることを目的として、陸上幕僚監部装備部航空機課（以下「航空機課」という。）が編集し、陸上幕僚監部が発行する部内向けの文書である。

イ 航空機課は、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録を編集して原稿を作成し、PDFファイル形式に変換した後、防衛省内において印刷及び製本し冊子としている。

ウ 寄稿者から寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録は、原稿が完成した時点で必要がなくなるので廃棄しており、原稿についても、PDF形式に変換した時点で廃棄している。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の取扱いは上記3のとおりであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通

知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

イ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』と処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない（平成27年（行情）諮問第464号及び同第210号）か、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した（平成28年（行情）諮問第57号）。

エ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が付紙のとおり同条1号、3号及び4号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

- (1) 文書1（6頁）の不開示部分（写真の顔部分）については、共同訓練における通信システム等に関する情報であって、法5条3号に該当し不開示としたが、個人に関する情報に該当するため、同条1号の不開示事由を追加する。

(2) 文書11(9頁)の不開示部分(写真の顔部分)については、陸上自衛隊の運用に関する情報であって、法5条3号に該当し不開示としたが、個人に関する情報に該当するため、同条1号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年(行情)諮問第464号、平成28年(行情)諮問第57号及び同第210号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成27年7月28日 諮問の受理(平成27年(行情)諮問第464号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同年9月7日 異議申立人から意見書を收受(同上)
- ④ 同日 審議(同上)
- ⑤ 平成28年1月28日 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第57号)
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ⑦ 同年2月15日 審議(同上)
- ⑧ 同年3月4日 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第210号)
- ⑨ 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ⑩ 同月15日 審議(同上)
- ⑪ 同年5月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象文書の見分及び審議(平成27年(行情)諮問第464号、平成28年(行情)諮問第57号及び同第210号)
- ⑫ 同月31日 諮問庁から補充理由説明書を收受(平成27年(行情)諮問第464号)
- ⑬ 同年6月20日 平成27年(行情)諮問第464号、平成28年(行情)諮問第57号及び同第210号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、教育訓練等における事故防止や安全意識高揚の資とすることを目的として、航空機課が編集し陸上幕僚監部が発行した部内向けの文書である。

処分庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行い、異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文

書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 航空機課は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録を編集して本件対象文書の原稿を作成し、PDF形式に変換した後、防衛省内において印刷及び製本し冊子としている。

イ 上記アの寄稿者から寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録は、本件対象文書の原稿が完成した時点で必要がなくなるので、速やかに廃棄し、当該原稿についても、PDF形式に変換した時点で必要がなくなるので、速やかに廃棄している。

ウ 航空機課は、上記イのPDF形式の電磁的記録について、陸上自衛隊内の情報共有のために、部内イントラネット上の掲示板へ掲載している。

エ 本件対象文書は、掲示板へ掲載している上記ウのPDF形式の電磁的記録及び紙媒体であり、本件対象文書の外に電磁的記録は保有していない。

(2) 本件対象文書の作成方法及び利用方法を踏まえると、本件対象文書の外に電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

別表の番号1欄に掲げる不開示部分並びに文書1(6頁の写真の顔部分)及び文書11(9頁の写真の顔部分)の不開示部分は、自衛隊員等の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 共同訓練における通信システム等に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分(文書1(6頁の写真の顔部分)を除く。)には、共同訓練における自衛隊の通信システム等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の指揮統制要領等が推察され、自衛隊の行動を妨害しようとする相手方をして、その裏をかいた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 編成に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 陸上自衛隊の現有装備品の性能に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の現有装備品の性能に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の現有装備品の能力が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 陸上自衛隊の運用に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分（文書11（9頁の写真の顔部分）を除く。）には、陸上自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 訓練に関する情報

別表の番号6欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練及び統合訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 陸上自衛隊の施設の配置に関する情報

別表の番号7欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の施設の配置に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 米軍に関する情報

別表の番号8欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊が米軍から非公表を前提に取得した資料に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 海上自衛隊の通信システム等に関する情報

別表の番号9欄に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の通信システム等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の通信要領、能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条4号該当性について

別表の番号10欄に掲げる不開示部分には、熊本県警察本部の通信システム及び航空隊ヘリの搭載カメラに関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、熊本県警察本部の通信システム及び航空隊ヘリの搭載カメラの能力が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、その対抗措置や弱点をつくことを容易ならしめるなど、犯罪が発生した際の捜査に支障を生じさせ、ひいては犯罪の予防、鎮圧

又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び4号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号、3号及び4号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「『航空安全情報』(2013.9.18一本本B548で特定された以降の全て) *電磁的記録が存在する場合, その履歴情報も含む。」(平成27年(行情)諮問第464号)
- (2) 「『航空安全情報』2014年9月~12月号 *電磁的記録が存在する場合, その履歴情報も含む。」(平成28年(行情)諮問第57号)
- (3) 「『航空安全情報』2015年1月~3月号 *電磁的記録が存在する場合, その履歴情報も含む。」(平成28年(行情)諮問第210号)

2 本件対象文書

- | | | | | |
|------|--------|-----------|---------|-----------------|
| 文書1 | 航空安全情報 | 2013年10月号 | No. 485 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書2 | 航空安全情報 | 2013年11月号 | No. 486 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書3 | 航空安全情報 | 2013年12月号 | No. 487 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書4 | 航空安全情報 | 2014年1月号 | No. 488 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書5 | 航空安全情報 | 2014年2月号 | No. 489 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書6 | 航空安全情報 | 2014年3月号 | No. 490 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書7 | 航空安全情報 | 2014年4月号 | No. 491 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書8 | 航空安全情報 | 2014年5月号 | No. 492 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書9 | 航空安全情報 | 2014年6月号 | No. 493 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書10 | 航空安全情報 | 2014年7月号 | No. 494 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書11 | 航空安全情報 | 2014年8月号 | No. 495 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書12 | 航空安全情報 | 2014年9月号 | No. 496 | (表紙及び巻頭言の一部を除く) |
| 文書13 | 航空安全情報 | 2014年10月号 | No. 497 | (表紙及び |

- 巻頭言の一部を除く)
- 文書14 航空安全情報 2014年11月号 No. 498 (表紙及び巻頭言の一部を除く)
- 文書15 航空安全情報 2014年12月号 No. 499 (表紙及び巻頭言を除く)
- 文書16 航空安全情報 2015年1月号 No. 500 (表紙及び巻頭言の1枚目を除く)
- 文書17 航空安全情報 2015年2月号 No. 501 (表紙及び巻頭言の1枚目を除く)
- 文書18 航空安全情報 2015年3月号 No. 502 (表紙及び巻頭言の1枚目を除く)

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	4 頁, 8 頁, 3 2 頁, 3 9 頁, 4 1 頁, 7 0 頁及び 7 1 頁の写真の顔部分	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができる。
	文書 2	4 頁, 8 頁, 1 0 頁, 1 3 頁, 1 5 頁, 2 6 頁, 3 1 頁, 3 8 頁, 4 5 頁, 7 8 頁及び 7 9 頁の写真の顔部分	
	文書 3	5 頁, 8 頁, 1 7 頁, 2 7 頁, 4 3 頁及び 8 1 頁の写真の顔部分	
	文書 4	8 頁, 1 9 頁, 2 1 頁, 2 3 頁, 7 8 頁及び 7 9 頁の写真の顔部分	
	文書 5	4 頁, 9 頁, 1 5 頁, 2 1 頁, 7 5 頁及び 7 8 頁の写真の顔部分	
	文書 6	7 頁, 1 6 頁, 6 5 頁, 6 7 頁ないし 6 9 頁及び 7 2 頁の写真の顔部分	
	文書 7	9 頁, 1 0 頁, 3 4 頁, 3 5 頁, 6 2 頁ないし 6 7 頁及び 7 0 頁の写真の顔部分	
	文書 8	4 頁, 7 頁, 2 1 頁, 5 2 頁, 5 5 頁及び 5 8 頁の写真の顔部分	
	文書 9	3 頁, 2 2 頁, 4 1 頁, 4 2 頁, 4 4 頁, 4 5 頁及び 5 7 頁の写真の顔部分	
	文書 1 0	5 頁, 8 頁, 5 7 頁, 5 8 頁, 6 0 頁及び 6 1 頁の写真の顔部分	
	文書 1 1	4 頁, 6 頁, 3 3 頁, 4 1 頁, 6 2 頁及び 6 3 頁の写真の顔部分	
	文書 1 2	7 頁, 1 7 頁, 5 0 頁ないし 5 3 頁, 6 8 頁, 6 9 頁及び巻末の写真の顔部分	
	文書 1 3	4 頁, 1 4 頁, 1 6 頁, 2 0 頁及び 2 1 頁の写真の顔部分	
	文書 1 4	4 頁, 7 頁, 4 7 頁, 5 7 頁ないし 6 0 頁, 6 2 頁及び 6 3 頁の写真の顔部分	
	文書 1 5	3 頁, 1 2 頁, 3 2 頁, 3 7 頁, 6 5 頁及び 6 6 頁の写真の顔部分	
	文書 1 6	4 頁, 7 頁, 1 5 頁, 6 2 頁及び 6 3 頁の写真のそれぞれ一部	

	文書 1 7	4 頁, 7 頁, 4 1 頁, 6 5 頁及び 6 7 頁の写真のそれぞれ一部	
	文書 1 8	5 頁, 1 4 頁, 3 4 頁, 4 4 頁及び 5 3 頁の写真のそれぞれ一部	
2	文書 1	6 頁の一部	共同訓練における通信システム等に関する情報であり, これを公にすることにより, 共同訓練における指揮・統制要領及び手法が推察される。
3	文書 1	8 頁, 9 頁, 2 6 頁 ((2) 編成・装備上) 及び 5 1 頁のそれぞれ一部	陸上自衛隊の編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の態勢が推察される。
	文書 3	4 1 頁の一部	
	文書 4	2 2 頁の一部	
	文書 6	1 4 頁及び 4 1 頁のそれぞれ一部	
	文書 7	3 9 頁及び 4 0 頁 ((写真 1) 救難消防班編制表) のそれぞれ一部	
	文書 8	1 6 頁, 2 0 頁, 2 1 頁及び 4 2 頁のそれぞれ一部	
	文書 9	2 0 頁 (「 (3) 勤務編成」 の本文 3 行目 (3 8 文字目ないし 4 0 文字目) 及び 4 行目), 2 9 頁及び 3 2 頁のそれぞれ一部	
	文書 1 1	7 頁の一部	
	文書 1 2	2 4 頁の一部	
	文書 1 5	6 頁の一部	
	文書 1 8	1 3 頁の一部	対特殊武器衛生隊の編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 対特殊武器衛生隊の運用態勢及び運用能力が推察される。
4	文書 1	1 4 頁の一部	陸上自衛隊の現有装備品の性能に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の装備品の質的能力が推察される。
	文書 9	1 9 頁, 2 0 頁 (「 (3) 勤務編成」 の本文 1 行目及び 3 行目 (7 文字目ないし 1 0 文字目)) 及び 5 6 頁のそれぞれ一部	

5	文書 1	24頁, 25頁, 26頁((1) 任務上の特性), 27頁(3 任務において予想される部隊の運用)及び58頁のそれぞれ一部	陸上自衛隊の運用に関する情報であり, 公にすることにより, 陸上自衛隊の運用要領が推察される。
	文書 2	52頁及び57頁のそれぞれ一部	
	文書 4	16頁及び50頁のそれぞれ一部	
	文書 6	10頁及び11頁のそれぞれ一部	
	文書 7	40頁((2) 消防訓練等)の一部	
	文書 8	8頁の一部	
	文書 10	10頁, 11頁, 36頁, 47頁及び48頁のそれぞれ一部	
	文書 11	9頁, 13頁及び31頁のそれぞれ一部	
	文書 11	37頁及び40頁のそれぞれ一部	国際緊急援助活動における自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領が推察される。
6	文書 1	27頁(4 任務遂行上求められる能力及び教育訓練の課題), 28頁, 30頁, 31頁及び66頁のそれぞれ一部	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 部隊の能力及び練度が推察される。
	文書 2	32頁及び36頁のそれぞれ一部	
	文書 7	36頁の一部	
	文書 8	18頁, 23頁及び26頁のそれぞれ一部	
	文書 11	2頁及び11頁のそれぞれ一部	
	文書 13	30頁の一部	
	文書 15	20頁の一部	
		文書 8	13頁及び14頁のそれぞれ一部

7	文書 1	57 頁の一部	陸上自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察される。
8	文書 5	58 頁ないし 60 頁のそれぞれ一部	非公表を前提として入手した米軍の運用に関する情報であり、我が国の一方的な判断でこれを公にした場合、米軍との信頼関係が損なわれるおそれがある。
	文書 7	46 頁及び 47 頁のそれぞれ一部	
	文書 11	42 頁ないし 45 頁のそれぞれ一部	
	文書 14	41 頁ないし 43 頁のそれぞれ一部	
9	文書 12	43 頁の一部	海上自衛隊の通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領の一端が推察される。
10	文書 18	42 頁及び 43 頁のそれぞれ一部	熊本県警察本部の通信システム及び航空隊への搭載カメラに関する情報であり、これを公にすることにより、これらの能力が明らかとなる。